



鳥取県公報

平成 19 年 8 月 17 日 (金)
第 7 9 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (700) (福祉保健課) 2
	森林病虫害の駆除命令 (701) (中部総合事務所農林局) 2
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (702) (〃) 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (18) (教育総務課) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 4

告 示

鳥取県告示第 700 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社和企画	倉吉市幸町532-1	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	訪問介護	平成 19 年 7 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社和企画	倉吉市幸町532-1	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	介護予防訪問介護	平成 19 年 7 月 1 日

鳥取県告示第 701 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 区域及び期間

(1) 区域

倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成 19 年 9 月 10 日から平成 20 年 2 月 29 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。
- (「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、中部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第 702 号

森林病虫害等防除法(昭和 25 年法律第 53 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
東伯郡北栄町及び湯梨浜町の各一部(別紙のとおりとする。)
 - (2) 期間
平成 19 年 9 月 10 日から平成 20 年 3 月 15 日まで
- 2 森林病虫害等の種類
森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。
 - ア 枝条は、破砕又は焼却すること。
 - イ 破砕後の木片の厚さを 6 ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15 ミリメートル)以下とすること。
 - (3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、中部総合事務所農林局並びに関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 18 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 8 月 17 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 8 月 20 日（月）午前 10 時 00 分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成 20 年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 借入物品等の名称及び数量
県立学校サーバの賃貸借 一式

- (2) 借入物品等の仕様
入札説明書による。

- (3) 借入期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

- (4) 納入期限
平成 20 年 3 月 31 日（月）

- (5) 納入場所
入札説明書による。

- (6) 入札書の記入方法等

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る 1 月当たりの賃借料（保守料を含む。）を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 19 年 8 月 17 日（金）から同年 10 月 1 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成 19 年 8 月 17 日（金）から同年 10 月 1 日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成 19 年 8 月 27 日（月）午後 4 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

オ 本業務を遂行できる責任技術者 1 名が、Microsoft Windows Server 2003 関連の MCSE（Microsoft Certified Systems Engineer）の資格を有していること。また、本業務を遂行する技術者 2 名が、それぞれ Windows Server 2003 トラック MCSE 必須科目（6 科目）のうち少なくとも 2 科目以上の Microsoft Windows Server 2003 関連の MCP（Microsoft Certified Professional）資格を取得していること。

カ 県の故障対応要請に対し、2 時間以内に現地に駆けつけ対応が可能なこと。また、各事業所には複数名の要員が配置できること。

キ この競争入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 共同企業体において（1）のオ及びカの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2 名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7507

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 8 月 17 日（金）から同年 9 月 7 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に（1）の場所で交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 19 年 10 月 1 日（月）午前 10 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同年 9 月 28 日（金）午後 5 時までとする。）

イ 場所 鳥取県庁第 2 教育会議室（鳥取県庁第 2 庁舎 5 階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成 19 年 9 月 7 日（金）午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(6)で定める入札金額に 60 月を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(6)で定める契約金額に 60 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance server computer system
1 set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: 5 : 00PM. 27, August, 2007

(3) Time-limit for submission of tenders : 10 : 00AM. 1, October, 2007

(Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM ,28, September, 2007)

- (4) Contact Point for the notice : Board of Education Educational environment Division
Tottori Prefectural Government 1-271, Higashi-machi, Tottori-City 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7507